

※本号は個人を特定可能な情報を含むため、選挙終了後に削除いたします。

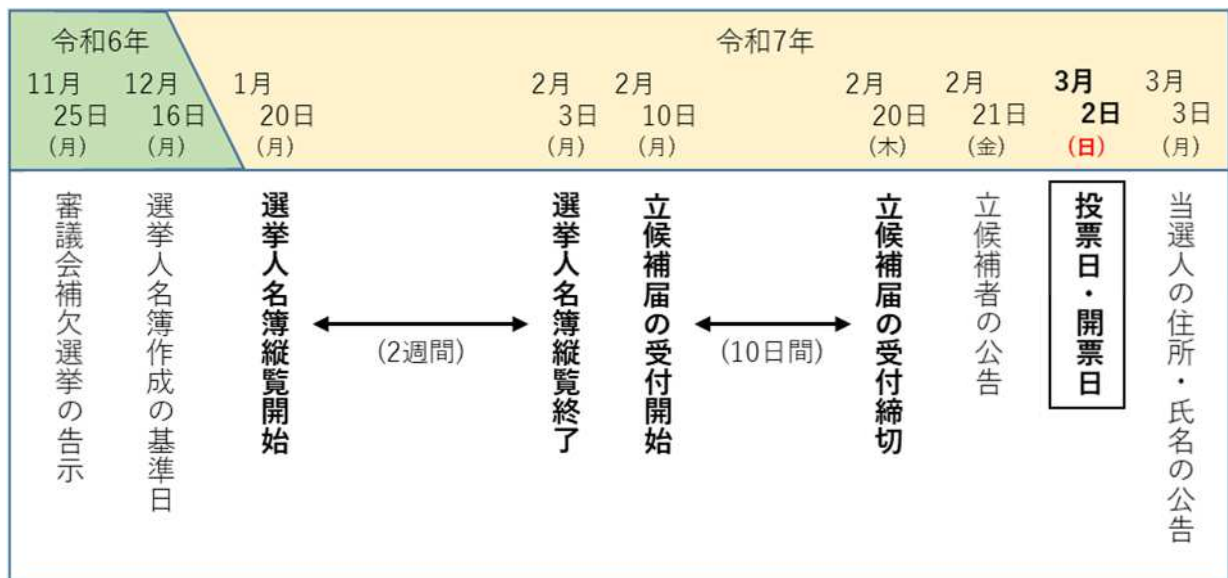
■土地区画整理審議会委員の補欠選挙を実施します。

土地区画整理審議会は、宅地所有者から選出された委員 7 名、借地権を有する者から選出された委員 1 名及び市長が選任する学識経験委員 2 名の計 10 名で構成されています。任期は 5 年で、宅地所有者・借地権者の中から選ばれた委員の方の現在の任期は、令和 7 年 12 月 24 日までです。

この度、所有権を有する者から選出された委員 3 名が欠員となったため、補欠選挙を次のとおり実施します。

- 《選挙期日(投票日)》 令和 7 年 3 月 2 日(日)
- 《選挙人名簿の縦覧期間》 令和 7 年 1 月 20 日(月) ～ 令和 7 年 2 月 3 日(月)
午前 9 時 ～ 午後 5 時(土・日曜日にも縦覧しています。)
- 《投票及び縦覧場所》 新富士駅南整備課

■審議会委員補欠選挙(所有権者)のスケジュール(予定)



※立候補者が定数を超えないときは、投票を行いません。

※無投票の場合でも、当選人の決定は選挙期日の翌日となります。

■ 選挙人名簿

- 当該選挙において選挙権及び被選挙権をお持ちの方の氏名、住所、性別及び生年月日を記した名簿です。
- 選挙人名簿作成基準日において、施行地区内に宅地を所有する方を特定して作成します。
- 今回の選挙は宅地所有者の補欠選挙となるため、借地権をお持ちの方の投票はできません。

※選挙人名簿に記載漏れ又は誤りがある場合には、縦覧期間内に異議を申し出ることができません。（縦覧期間を過ぎると、お申出をお受けできませんのでご注意ください。）

■ 選挙及び立候補できる人

- 選挙できる人は、選挙人名簿に記載されている方です。
- 立候補できる人は、選挙人名簿に、所有者として記載されている方です。
- 名義が共有となっている場合は、選挙権、被選挙権を行使するには、代表者の選任が必要です。

※次のいずれかに該当する方は、委員の被選挙権はありません。

- ・ 未成年
- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

※代表者の選任等の届けが必要な方は、所定の様式を用意してありますので、必ず事前にお申し出ください。

■ 審議会の役割

区画整理地区内のみなさんの意見を反映させるなど、事業の公平性を確保するため、土地区画整理法第56条により設置が定められた組織です。区画整理事業を進めるにあたり、施行者は審議会に意見を求める場合と同意を求める場合の2通りがあります。

（１） 意見を聞かなければならない事項

- ・ 換地計画の変更及び縦覧に供された換地計画の変更についての意見書の審査
- ・ 仮換地の指定 等

（２） 同意を得なければ必要な事項

- ・ 評価員の選任
- ・ 保留地の決定 等

